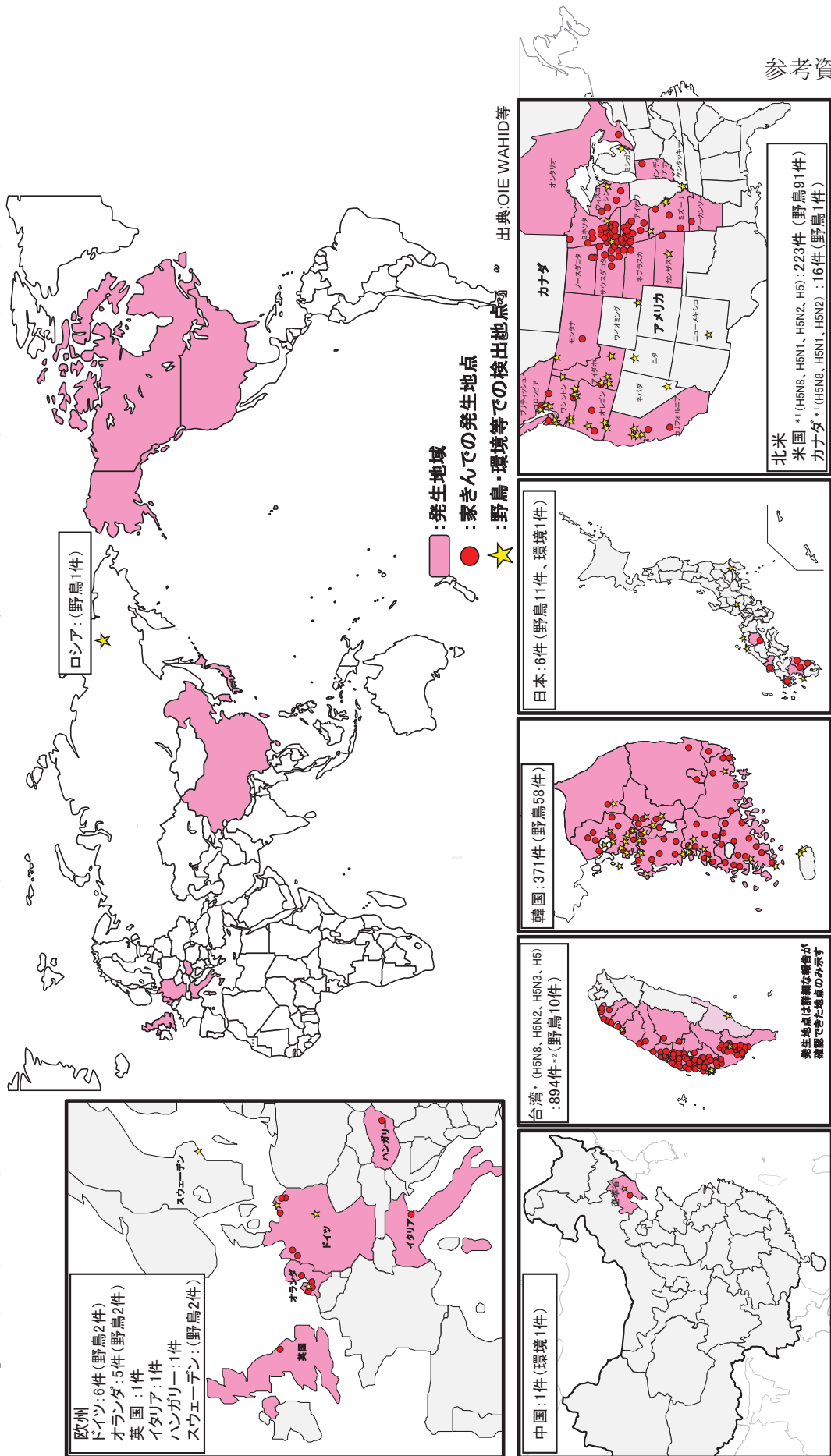


高病原性鳥インフルエンザ(H5N8亜型)の発生状況(2014年以降)



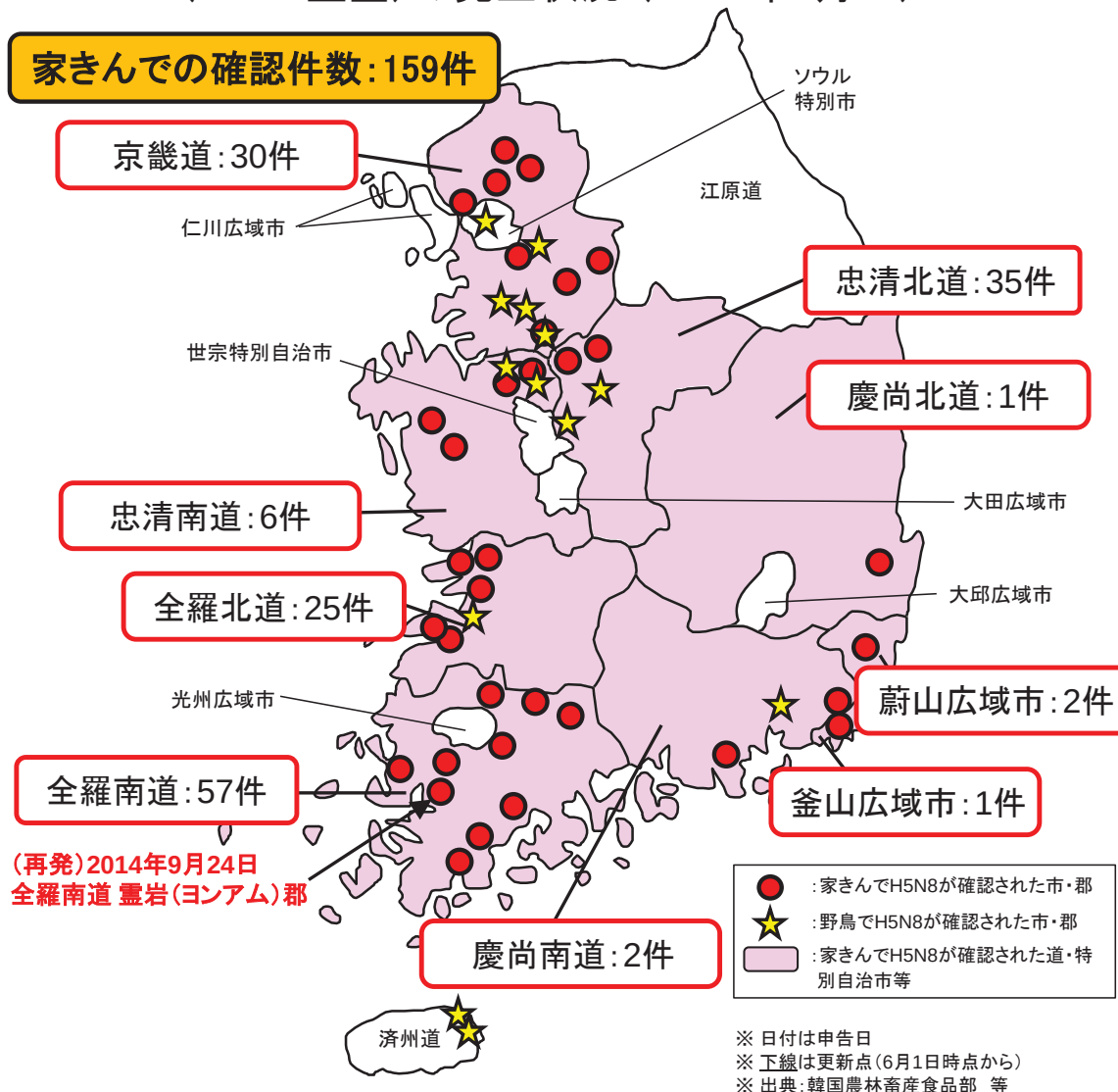
参考資料 1

2015年9月2日現在

注：本図は発生の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない。また、本図の縮尺は一致していない。
 ※1 米国、カナダ及び台湾で確認されたH5、H5N1、H5N2及びH5N3亜型のウイルスのHA遺伝子はユーラシア系統のH5N8亜型ウイルス由来と考えられる。
 ※2 低病原性鳥インフルエンザの発生も含まれる

2015年7月6日現在

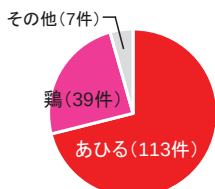
韓国における高病原性鳥インフルエンザ (H5N8亜型)の発生状況 (2014年9月～)



【家きんでの発生・対応状況】

- 発生状況(7月6日時点)
 - 韓国当局の公表している発生件数: 9件
 - 他に、発生農場周囲・疫学関連農場等150件でH5N8亜型鳥インフルエンザが確認。
- 殺処分完了(7月6日時点)
 - 殺処分完了: 511万羽(234農家)
 - 発生農場、疫学関連農場、各発生農場周囲の農場(500m又は3km内を対象)

家きんの種別確認件数(159件)



【野鳥での検出・対応状況】

- 野鳥検査(7月6日時点)
 - 陽性: 20件(マガモ4件、カルガモ3件、コガモ2件、アオサギ1件、ヒシクイ1件、オカヨシガモ1件、ヒドリガモ1件、糞便等7件)
- 対応
 - 野鳥の検出地点から10km内の家きん農場の移動制限措置、30km内の家きん農場の臨床調査、周辺道路・家きん農場の消毒

北米における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2014年11月～)

発生国・州	発生件数					家さんでの初発日
	合計	H5N2	H5N8	H5N1	H5	
アイダホ	1(1)	1(5)	(6)			2014年12月10日
オレゴン	2(16)	1(13)	1(3)			2014年12月16日
ワシントン	5(18)	5(10)	(5)	(3)		2014年12月24日
カリフォルニア	2(19)		2(9)		(10)	2015年1月19日
ミネソタ	105(2)	105(1)			(1)	2015年2月26日
ミズーリ	3(4)	3(3)			(1)	2015年3月4日
カンザス	1(1)	1(1)				2015年3月5日
アーカンソー	1	1				2015年3月8日
モンタナ	1(1)	1(1)				2015年3月23日
サウスダコタ	10	10				2015年3月30日
ノースダコタ	2	2				2015年4月8日
ウィスコンシン	10(1)	10(1)				2015年4月9日
アイオワ	75	75				2015年4月12日
インディアナ	1		1			2015年5月8日
ネブラスカ	4	4				2015年5月10日
ユタ	(1)	(1)				-
ネバダ	(1)	(1)				-
ニューメキシコ	(1)				(1)	-
ワイオミング	(1)	(1)				-
ケンタッキー	(2)	(2)				-
ミシガン	(12)	(5)			(7)	-
合計	223(91)	219(43)	4(25)	(3)	(20)	

米国

発生国・州	発生件数					家さんでの初発日
	合計	H5N2	H5N8	H5N1	H5	
カリフォルニア	13(1)	12	(1)	1		2014年11月30日
オントリオ	3	3				2015年4月3日
合計	16(1)	15	(1)	1		

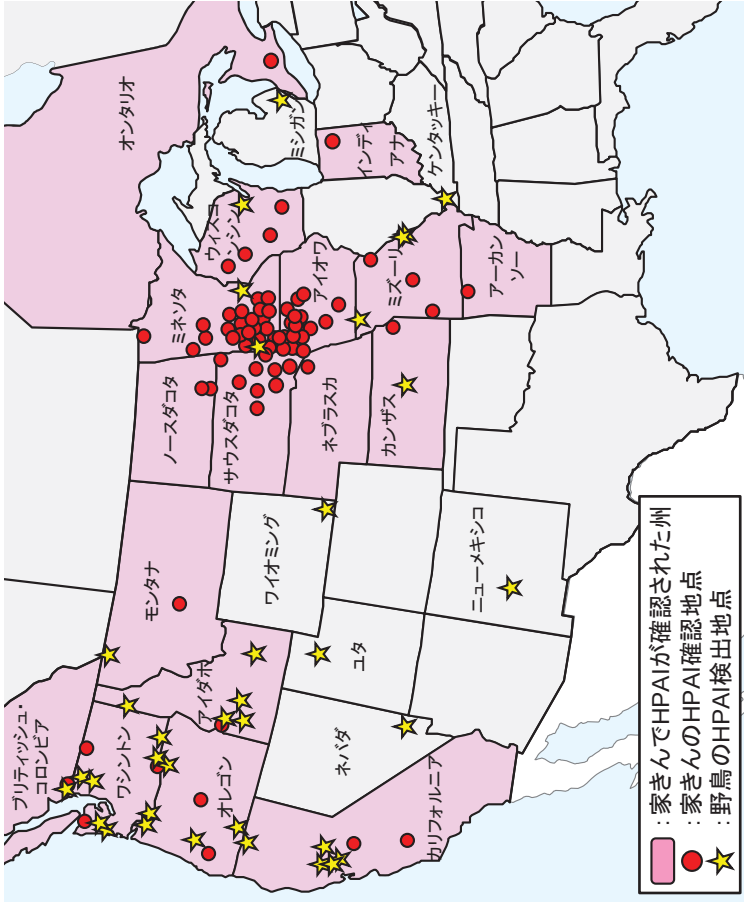
※()内の数字は野鳥における検出件数

発生件数

米国:223件 カナダ:16件

殺処分対象羽数

米国:4,809万1,293羽 カナダ:32万5,480羽



2015年7月16日現在

出典:米国農務省動植物検疫局、OIE

米国の高病原性鳥インフルエンザに関する情報

(平成27年7月31日現在)

動物衛生課

1. 発生状況

(1) 発生概況

- 2014 年 12 月 19 日、米国において、農場における HPAI の発生を 10 年振りに確認 (H5N8 亜型)。
- 2015 年 2 月までは、西海岸地域(ワシントン州、オレゴン州、アイダホ州、カリフォルニア州)で 1 週間に 1 件のペースで発生を確認。2 月から 3 月にかけては、中部の州(ミネソタ州、ミズーリ州、カンザス州、アーカンソー州)でも発生を確認。
- 3 月末から 5 月末には、ミネソタ州及びアイオワ州を中心に、週平均 20 件のペースで発生が急速に増加。2015 年 6 月 17 日にアイオワ州の採卵鶏農場で発生が確認されて以降、新たな HPAI の発生はなく、発生件数は合計で 15 州 231 農場(ほとんどは H5N2 亜型)。
- 2014 年 12 月 14 日、米国・ワシントン州の捕獲野鳥においても HPAI の発生を確認 (H5N2 亜型)。2015 年 6 月までに採取した野鳥のサンプルより、計 91 件の発生を確認 (H5N1 亜型、H5N2 亜型、H5N8 亜型、H5 亜型(N 型不明))。
- これまでに米国における人での感染報告はない。

出典: 国際獣疫事務局 (OIE)、米国農務省 (USDA)

(2) 発生件数

農場における HPAI^{※1}発生件数・と殺羽数(2014年12月～2015年6月)

州	商用農場 における発 生件数 ^{※2}	うち七面 鳥農場	うち採卵 鶏農場	その他 農場	裏庭飼 育農場 ^{※3}	発生 件数 合計	と殺 羽数
ミネソタ	108	103	5	0	1	109	8,996,050
アイオワ	71	35	36	0	6	77	31,723,300
サウスダコタ	10	9	1	0	0	10	1,168,200
ウィスコンシン	9	6	2	1	1	10	1,950,733
ネブラスカ	5	0	5	0	1	6	3,794,100
カリフォルニア	2	1	0	1	0	2	247,300
ミズーリ	2	2	0	0	1	3	53,100
ノースダコタ	2	2	0	0	0	2	111,500
アーカンソー	1	1	0	0	0	1	40,020
カンザス	0	0	0	0	1	1	10
ワシントン	0	0	0	0	5	5	6,710

オレゴン	0	0	0	0	2	2	200
モンタナ	0	0	0	0	1	1	40
アイダホ	0	0	0	0	1	1	30
インディアナ	0	0	0	0	1	1	77
合計	210	159	49	2	21	231	48,091,370

※1 以下を除き、血清型はH5N2亜型。

カリフォルニア州の2農場、オレゴン州の1農場及びインディアナ州の1農場における血清型はH5N8亜型で、ミネソタ州の2農場及びアイオワ州の3農場における血清型はH5亜型(N型は不明)。

※2 感染が確認された商用農場の規模:4,200羽(七面鳥)～4,910,600羽(採卵鶏)

※3 感染が確認された裏庭飼育農場の規模:10羽(混合飼育)～5,830羽(鳩)

出典:USDA、インディアナ州

(3) 発生状況地図

米国におけるHPAIの発生状況地図については、農林水産省ホームページ＞組織・政策＞消費・安全局＞鳥インフルエンザに関する情報＞国別発生状況の地図を参照願いたい。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

2. 鳥インフルエンザの対策

(1) 防疫措置

- ・ 米国連邦政府、州政府、家きんの所有者等は、海外動物伝染病準備・対応計画(FAD PRoP)に基づいて防疫措置を実施。
- ・ リアルタイム PCR 検査等により H5 又は H7 亜型であることを確認した場合、当該農場で飼養されている家きんは、原則 24 時間以内にと殺を完了。平飼いされている家きん(ブロイラー、七面鳥)に対しては泡沫により、採卵鶏に対しては二酸化炭素ガスによりと殺。
- ・ と殺後、できるだけ速やかに死体及び汚染物品を処理。農場の位置、家きん舎の形態、農場の種類等を踏まえながら、たい肥化(家きん舎内／家きん舎外・敷地内／敷地外)、化製処理、埋立地での処理(landfill)、焼却又は埋却を選択(もしくはこれらのうち複数の方法を選択)。
- ・ 全ての死体の処理(たい肥化の開始、敷地外への搬送)から原則 48 時間以内に清掃及び消毒を完了。まず、乾燥清掃の段階で、全ての有機物質(飼料、寝わら等)をシャベル、箒、ブラシで除去。次に消毒剤の使用を妨げる獣脂等を除去するため、石けんを使って徹底的に洗浄。乾燥後、消毒を行い、その後、表面をすすいで空気で乾燥。清掃及び消毒を行った後、環境サンプルによる検査を実施。
- ・ H5 又は H7 亜型であることを確認後、12 時間以内に感染区域(原則半径 3 km)及び緩衝区域(原則半径 3～10 kmの間)を設定し、区域内にある家きん、種卵、家きん由来畜産物、器具、車両等の移動を禁止又は制限。

- ・ H5 又は H7 亜型であることを確認後、24 時間以内に疫学調査を行い、疫学関連農場（発生農場を出入りした人、物、家きん等と接触した家きんのいる農場）を特定。
- ・ H5 又は H7 亜型であることを確認後、感染区域及び緩衝区域内にある全ての疫学関連農場において、最初の 2 週間は 1 日おきに、その後は感染区域／緩衝区域が解除されるまで、5 日ごとにサンプルを採取し、発生状況を確認。
- ・ 発生農場における清掃及び消毒から 21 日以上経過し、発生農場並びに感染区域／緩衝区域において新たな発生が確認されなかった場合、感染区域及び緩衝区域は解除。
- ・ 国際基準に沿って HPAI 清浄国に復帰するため、と殺から 21 日以上経過した後に、3 か月にわたり、再導入した家きんも使って、清浄性確認検査を実施。

出典:USDA

(2) サーベイランス

- ・ 連邦政府、州政府、家きんの所有者等による自主的防疫（National Poultry Improvement Plan, NPIP）の一つとして、種鶏農場、商用農場（採卵鶏、ブロイラー、七面鳥）、裏庭飼育農場等を対象とした鳥インフルエンザ・サーベイランスを実施（NPIP に参加しない農場は、発生時の補償は 25%となる）。
- ・ さらに、生鳥市場及び生鳥市場への供給農場を対象としたサーベイランス及び野鳥を対象としたサーベイランスを実施。
- ・ 2013 年 7 月～2014 年 6 月にかけて、113,090 農場 1,828,443 羽を検査。また、2014 年に生鳥市場の 111,972 羽を検査。
- ・ 米国政府は 2015 年秋より、野鳥のサーベイランスを強化する予定。

出典:USDA

(3) ワクチン接種

- ・ ワクチン接種は原則禁止（2003 年に H7 亜型ウイルスに対してワクチン接種を実施したのが最後）。

出典:USDA

3. 米国における家きん生産

米国産鶏及び七面鳥の飼養戸数及び飼養羽数

	2002	2007	2012	日本(2014)
採卵鶏飼養戸数(戸)	98,315	145,615	198,272	2,640
採卵鶏飼養羽数(千羽)	334,435	349,773	350,716	174,806
ブロイラー飼養戸数(戸)	37,937	32,668	42,226	2,380
ブロイラー飼養羽数(千羽)	1,389,279	1,602,575	1,506,277	135,747
七面鳥飼養戸数(戸)	16,586	17,226	19,956	177
七面鳥飼養羽数(千羽)	93,028	107,174	100,792	1.4

出典:USDA、畜産統計、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等

4. 我が国の米国産家きん関連品の輸入検疫措置と輸入状況

(1) 生きた家きんの家畜衛生条件:あり

- ・ 我が国は家畜衛生条件に基づき、米国から初生ひな及び種卵の輸入を認めている。

(2) 家きん由来畜産物の家畜衛生条件:あり

- ・ 我が国は家畜衛生条件に基づき、米国から家きん肉、骨、脂肪、血液、皮、腱及び臓器(筋胃、心臓及び肝臓)の輸入を認めている(また、米国からの卵についても、必要事項が記載された証明書が添付されたものの輸入を認めている)。

(3) 鳥インフルエンザ発生に伴う輸入停止措置状況

- ・ 2014 年 12 月以降の高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、以下の 15 州からの生きた家きん、家きん肉等の輸入を停止中
 - ①2014年12月20日以降、米国オレゴン州
 - ②2015年1月5日以降、米国ワシントン州
 - ③2015年1月19日以降、米国アイダホ州
 - ④2015年1月25日以降、米国カリフォルニア州
 - ⑤2015年3月6日以降、米国ミネソタ州
 - ⑥2015年3月10日以降、米国ミズーリ州
 - ⑦2015年3月10日以降、米国カンザス州
 - ⑧2015年3月12日以降、米国アーカンソー州
 - ⑨2015年4月3日以降、米国サウスダコタ州
 - ⑩2015年4月4日以降、米国モンタナ州
 - ⑪2015年4月13日以降、米国ノースダコタ州
 - ⑫2015年4月14日以降、米国ウィスコンシン州
 - ⑬2015年4月15日以降、米国アイオワ州
 - ⑭2015年5月12日以降、米国インディアナ州
 - ⑮2015年5月13日以降、米国ネブラスカ州

(4) 輸入量

米国からの生きた家きん、卵、家きん肉等の輸入実績

	2012	2013	2014
生きた家きんのひな(羽)	152,600	61,401	34,832
家きんの卵(トン)	11,003	11,505	11,235
家きん肉等(トン)	30,386	23,768	27,026

出典:財務省「貿易統計」

5. 米国との出入国状況

米国から日本への年間入国者数 (単位:人)

年	2010	2011	2012	2013
入国者数	4,113,310	3,815,456	4,414,782	4,529,567

出典: 日本政府観光局 (JNTO)

※ 訪日外客数(日本人を含まない)と日本人米国訪問者数から推定

日本から米国への年間訪訪問者数 (単位:人)

年	2010	2011	2012	2013
訪問者数	3,386,076	3,249,569	3,698,073	3,730,287

出典: 日本政府観光局 (JNTO)

6. 学術的背景

本病の学術的背景については、(独)農業・食品産業技術総合研究機構ホームページ>動物衛生研究所>高病原性鳥インフルエンザを参照願いたい。

http://www.naro.affrc.go.jp/niah/tori_influenza/index.html

7. 関連情報

その他、関連情報については以下のウェブサイトを参照願いたい。

- 厚生労働省ウェブサイト

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/index.html>

- 世界保健機構 (WHO) ウェブサイト (英語)

http://www.who.int/influenza/human_animal_interface/en/

- 国際獣疫事務局 (OIE) ウェブサイト (英語)

<http://www.oie.int/animal-health-in-the-world/web-portal-on-avian-influenza/about-ai/disease-information/>

- 動物検疫所ウェブサイト

<http://www.maff.go.jp/aqs/>

(動物検疫所の配置図) http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/office/09_2.html

(指定検疫物を輸入できる港・空港) <http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/pdf/shiteiko.pdf>

台湾における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生状況
(2015年1月～)

